

## 高濃度注射用カリウム製剤の適応外使用に関するお知らせ

当院では、国内で承認された医薬品を、添付文書に示された使用方法と異なる方法（適応外）で使用する場合、その適切性・安全性を審査いたします。その結果、倫理委員会にて下記医療が承認されました。対象者となられる方から事前に同意をいただくことに代えて、当院ホームページにて情報公開することとしております。

なお、適応外使用の薬物によって発生した副作用については、国の「医薬品副作用被害者救済制度」の対象外となります。本診療について同意できない場合や、ご不明な点などありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

### 記

|             |   |
|-------------|---|
| 適応外使用する医薬品名 | KCL 注 20mEq キット   |
| 実施対象者       | 当院で治療を受ける、重症の低カリウム血症を呈した患者  |
| 承認者・承認日     | 倫理委員会（2025年8月26日）   |
| 対象期間        | 承認日から永続的に使用（必要に応じて見直しを行う）   |
| 目的・概要       | <p>低カリウム血症に対する治療において、重症の場合や内服が困難な場合は注射用カリウム製剤を使用しています。添付文書において注射用カリウム製剤は、40mEq/L以下に希釈し20mEq/hrを超えない速度、他のカリウム製剤と合わせてカリウムとして100mEq/日を超えないこととされています。</p> <p>しかし、臨床現場においては輸液量を制限する必要がある場合や、急速な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。一方、高濃度カリウム注射液を使用し補正することで、予想よりカリウム値が上昇することがあり、その場合、不整脈や心停止を来す恐れがあります。そこで、当院では適正に高濃度カリウム注射液の投与を行うよう以下に規定を定めています。</p> <p><b>【規定】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. カリウム濃度は400mEq/L以下に希釈します。</li><li>2. 高濃度カリウムを点滴注射する場合は、必ず太い血管（中心静脈）から投与します。</li><li>3. 20mEq/hrを超えない速度を守り、急速投与は行いません。</li><li>4. 状況により一日量の上限を超過し使用する場合があります。</li><li>5. 患者様には必ず心電図モニターを装着し、頻回に血清カリウム値を確認します。また、異常が発見された場合は速やかに減量または中止をします。</li></ol> |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | 6.低カリウム血症が改善され次第、高濃度カリウム注射液の使用は終了し、添付文書で定められた使用方法へ移行します。  |
| 本診療の任意性と撤回の自由について | この診療行為へのご協力は、患者様ご自身の自由診療に基づくものです。この診療行為を希望されない場合、患者様の救命に影響を及ぼす可能性があります。定められた範囲内で治療を行います。ご不明な点やご心配などございましたら、遠慮なく下記連絡先までお申し出ください。 |
| お問い合わせ先           | 市立宇和島病院 各診療科担当医師 電話 0895-25-1111 (代表)   |